

建設業法改正に伴う監理技術者の専任の緩和について

令和2年10月1日に施行された改正建設業法において、監理技術者の専任義務が緩和され、監理技術者の職務を補佐する者を専任で置いた場合には、同一の特例監理技術者を配置できる工事を2件まで認めることとされたところですが、長門市における監理技術者の兼務の取扱いについて下記のとおりとします。

記

1 兼務対象工事

以下の条件を全て満たす工事

- ①請負対象設計額が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）の工事
- ②工事の技術的難易度について、監理技術者の兼務に支障がない程度であると、発注者が認めた工事

2 兼務要件

- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること
- イ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- エ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は2件までであること
- オ 特例監理技術者補佐が兼務する工事現場間の距離が概ね10km以内であること
- カ 特例監理技術者補佐は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること
- キ 特例監理技術者補佐と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

3 施行期日

請負契約の時点にかかわらず、令和3年10月1日以降から適用する

4 注意事項

- 特例監理技術者の配置が認められない工事は、入札公告等に明記します。
- 変動型最低制限価格制度の対象工事において、落札者の入札書記載価格が起工設計書における工事原価未満であった場合及び低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の配置技術者は、本取扱いに関わらず専任となります。なお、当該工事の現場代理人を兼ねることができません。また、他の工事の特例監理技術者、主任技術者及び現場代理人等を兼ねることができません。
- 特例監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりありません。